広報とちお

第20号

昭和三十二年二月二十日第三種郵便物認可　毎月十日発行（定価一部二円）

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話（代表）750

人口の動き
（3月末日現在）

世帯数	7.173
人口	38.689人
男	18.718人
女	19.971人

5月22日 投票日
衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

公正な自覚ある一票を民主政治の確立に!!

衆議院議員総選挙の投票日を数日後に控え、有権者の皆さんにはあらゆる機会をとらえ、候補者の政見、人物、識見あるいは所属する政党の政策などを知り、わたくしたちに代り政治をまかせることのできる候補者を目下選択中であろうかと思います。

政治は政治家のやることで普通人とは遠く縁のはなれた世界のことのように思つている人が少くありません。しかし、これほどまちがつたことはないのです。国民生活安定のことでも、法律のことでも、子供のことでも、物価や交通や住居や営業のことまで、いちいち数えきれないほどの日常生活上のことがらは、ことごとくその背景に政治が控えていることを見のがしてはならないのであります。これらのことは、すべてそのときの政治の方針によつて規定せられるのであり、それで問題をまじめに考えるならいきおい政治に関心をもつのが当然であります。政治への関心は、まず選挙の際に最もよく表われ、選挙はわたくしたちの代表者を選ぶ行為であると同時にわたくしたちの政治意志を表わす機会でもあります。

皆さんがどんな政策を求めるか、また、どんな政府のできることを望むかは、投票をつうじてのみ公的に、しかも効果的に表わすことができるのであります。したがつて民主政治の確立は総選挙にあるといつてもいえ過ぎではないでしょう。この重大な総選挙において投票はすべて公正な自覚ある一票でなければならないことは申すまでもありません。他人の干渉を排し、良心にしたがえ、自分の意志と判断で公明正大な投票をして選挙から違反など不明朗なことをなくし、りつぱな民主政治を打ちたてるために努力しようではありませんか。

選挙人名簿

選挙人名簿は、市町村の選挙管理委員会が毎年九月十五日現在でその日まで引き続いて三ヵ月以上同一市町村に住んでいる人で十二月二十日に満二十才以上になる人を職権で登録する基本選挙人名簿と、選挙を行うつどその選挙のまぢかまでに選挙権を新たに得た人や、基本選挙人名簿に登録されるべき人で洩れている人があるような場合、その人の申告によつて登録する補充選挙人名簿の二種類があります。そして選挙人名簿は、いずれも確定する前に必ず一定期間公開（これを縦覧といつています）することになつており、そして名簿に登録されないとたいせつな選挙権の行使ができないことになつていますから、選挙人名簿をご覧になつて、まちがつて登録されていないか、あるいは登録洩れになつていないかを確める必要があります。その旨申立をすれば訂正や登録をしてもらうことができます。

（綴つて保存いたしましょう）

選挙常識

立会演説会

衆議院議員候補者の立会演説会は五月十九日午後七時から栃尾小校東屋内運動場において開催されることとなりました。

各候補者の政見を直接に聞くもつともよい機会であります。

当日は隣り近所お誘い合せのうえ、おおぜいおいでくださるようお待ちいたしております。

みんなで聞こう 候補者の政見を
十九日午後七時→栃尾小学校で

選挙事務室開設
専用電話六〇〇番

市選挙管理委員会では、総選挙に備えて市役所本館二階に選挙事務室をさる四月二十九日開設いたしました。

選挙事務室には、選挙専用電話『六〇〇番』を架設いたしましたからご利用ください

〔写真は開設した選挙事務室〕

最高裁判所裁判官国民審査とは

一、国民審査の目的

こんどの総選挙と同時に最高裁判所裁判官国民審査が行われます。

最高裁判官の国民審査は、憲法第七十九条と、これに基く「最高裁判所裁判官国民審査法」によつて定められている制度で、内閣が最高裁判所裁判官に任命した人物が真にその職責にふさわしいか、どうかについてひろく国民全般の判定を求めるのがその目的であります。

この国民審査は、最高裁判所裁判官に任命されたのち、最初の衆議院議員総選挙と同時に行うのがたてまえで、こんどの場合は五人の裁判官が審査の対象となつています。

二、審査の方法

審査の方法は、記号式投票で行われ、有权者は投票用紙に印刷されている裁判官のうち、「罷免する方がよい」と思われる裁判官については、その氏名のうえの所定欄に×印を書き、「罷免する必要がない」と思われる裁判官については何も記入しないで投票します。

開票の結果、×印の投票が過半数となつた裁判官は審査が確定した日に免職となります。

開票は即日

市選管では、さる二十八日委員会を開き、開票についていろいろ検討しました。その結果、今回の総選挙は即日開票とすることに決定しました

開票は午後十一時から行うので、おおよその結果は翌日午前二時ごろと思われます。

住みよい環境にするため「蚊」「はえ」の撲滅を ①

おそろしい伝染病をもちはこぶ「はえ」の発生期がちかづいてまいりました。最少の費用で最大の効果をあげるには「蚊」や「はえ」がどんな発育をし、どのような活動しているかについて「蚊」や、「はえ」の繁殖状況や習性の正しい知識をもつて、もつとも弱点をついて駆除すると共に薬剤にのみたよらず、みんなでそろつて清掃の励行につとめるように努力し、「蚊」や「はえ」がタマゴをうみつける場所を除去してゆくことが大切な役目を果すのです。

今月から「蚊」や「はえ」の知識と繁殖状態及び薬剤の使用方法などについてけいさいします。

◎はえの知識

「はえ」は日本だけで約七〇種の多くがかぞえられておりますが、主な種類は次表のようなものがあります。

◎ハエの發生形態

種類	一回に産む数
イエバエ	100～150個
ヒメイエバエ	50
クロバエ	300
キンバエ	150～200
サシバエ	100～150
ニクバエ	100～150

種類によつて産卵場所はことなるが、すべて汚いものに卵を産みつけます。小さな幼虫（ウジ）が発生しウジは便つぼ内で成長し、ウジは二回脱皮し便つぼからはい出して便つぼ附近の土の中にもぐりそのままアヅキ色の米だわら状のサナギとなります。数日たつとサナギから成虫となるのです。

卵	幼虫 1令	幼虫 2令	幼虫 3令	サナギ	成虫
羽化	脱皮	脱皮	脱皮	脱皮	
←0.5日～3日→	←7日～	8日→	←5日～	7日→	

◎サナギのかき取り作業について、

現在、サナギは便つぼ附近の土の中および畜舎附近の土の中にもぐつておりますから便つぼおよび畜舎などのまわりの土をほり出して焼いて下さい。堀り出したところには新しい土を入れること、サナギのかき取り作業が幼虫の発生を防ぐ大きな役割を果すのです。

【注意】

サナギは地表にはいだし夏だと二・三週間で一生をくり返します。産みつけられた卵は夏は半日位で幼虫となり、幼虫（ウジ）は三日位の間に二回脱皮して成熟しサナギとなり五・七日でカラの一端をおしあけて成虫となります。

このようにして卵から成虫となるまでの期間は夏の暑いときは八日から十日位です。

（続）

市民の声

〔問〕この間、転出証明のことで市役所へ行つたら、各課の所には各課の名称が表示されてあつたが、二階にある課はそこまで行かなければ判らないから、タマに行く人はチヨツトまごまごしなければなりません。玄関の入口あたりに各課の配置図をはり出しておくと良いかと思いますが、良い方法がありませんか。

（金町F生）

〔答〕お説のとおりです。考えていたのですが、のびのびになつておりました。ちかぢかのうちに掲示したいと思います。ほかにお気づきの点がありましたら、どしどしお知らせください。（総務課）

◇　◇　◇

市政に建設的なご意見を

※広報紙は、お知らせしたり、お聞きしたりして、みんなで住みよい市にしようというものであります。そこで、こんど市民の声の欄をつくりました。市政に対する建設的なご意見がありましたら、市広報係あて、どしどしお寄せください。（住所氏名・年令・職業を記入してください。

種類	見分け方	発生する場所
イエバエ	家の中で見られる普通のはえで中形灰黒褐色をしている。	成虫は食品、食器、ごみ箱、馬糞などに集り便所には発生しない。
ヒメイエバエ	イエバエよりちいさく家の中では、よくてんじようの下をくるくるとびまわつている。	幼虫は「糞尿だめ」や「汚いごみだめ」などに見られる。
オオイエバエ	イエバエよりやや大きくて足の色が褐色をおびており人家附近に見られる。	幼虫は便つぼ、ごみだめなどに見られる。
クロバエ	黒色で青味をおびた大きなはえです。	幼虫は腐肉、糞便だめによく発生し、獣肉魚乾物などに多く集る。
キンバエ	青藍色か緑色に輝く中型あるいは大きなはえです。	野外の糞便や動物の死体などに多く集る。
ニクバエ	別名をシマバエと呼ばれ背中にはつきりした三本のたてじまのあるはえです。	魚肉動物の死体糞便などにたかる（この「はえ」は他のはえとことなり卵を産みつけずに直接幼虫を産みつけます）

ねずみ駆除で表彰される

家ねずみ駆除の実施にあたつては、皆さんのご協力によつて、年々成果をあげてまいりましたが、特に昭和三十二年中の成績が優秀であつたため、このたび知事表彰を受けました。これも市民の皆さんのご理解あるご協力のたまものです。

ことしもいつそう徹底した駆除をするため、年二回実施する計画です。このねずみ駆除は、集団的に実施しなければその効果が半減するものですから、計画がたてられましたら、よろしくご協力をお願いいたします。

（保健衛生課）

日赤事業にご協力を

——全戸が社員加入へ——

ことしもまた赤十字運動がくり広げられることになりました。市の目標額は、二十六万七千円で社員数になおしますと二千六百七十人であります。当市の社員数は、三十二年度末で千四百人に達しました。これも市民の皆さんのご理解あるお力添えの賜と感謝しております。

皆さんもすでにご承知のとおり、この赤十字運動は、社員になられたかたがたのお納めくださる社費によつて一軒の家の災害にも日赤救護物資の形で贈られたり、青年の健康を守る運動や、無料巡回診療の経費となるのです。

全戸、全法人の社員加入によつて、愛と奉仕の使命を果す赤十字社員に加入くださるよう皆さんのあたたかいご協力をお願い申し上げます。

次に社員と社費についてあらましお知らせします。

一、社員には、年額百円以上の社費を納めていただきます

二、昭和三十一年三月末日以前からの百円社員の社費累計が千円となつたとき特別社員の称号を贈りますが、昭和三十一年四月から初めて百円社員となられ、累計千円となつたときは社長の感謝状が贈られます。

三、昭和三十一年四月から一時金三千円以上納付の社員に特別社員の称号が贈られます

これは年々三百円あて分納することも認められています。

四、特別社員となつた後も引続き百円社員となつて赤十字に協力していただきたいと存じます。

五、一時金五万円以上を納付された社員には、特別社員の称号と有功章が贈られます。

六、法人には、有功章（五）又は特別社員（三）に加入していただくようお願いします

新潟県道路交通取締規則改正

乗車人員の制限などかわる

今回、県道路交通取締規則が四月十五日全部改正になりましたのでお知らせいたします。改正要点は次のとおりです。

1 乗車人員の制限改正

第二種原動機付自転車は二人以上の乗車を禁止していましたが、こんど乗車設備を有しているものについては乗車を認めることになりました。この場合荷掛式（荷台）のものは乗車できません。

2 徐行場所の指定追加

徐行場所に保育所（園）を追加指定となりました。

3 けん引制限の改正

第二種原動機付自転車も第一種原動機付自転車同様リヤカー一台をけん引できることになりました。この場合、危険防止どめ、けん引に適する構造および装置を備えなければなりません。

4 市街地又は人家の密集している地域の速度制限改正

今まで市街地などにおいて小型自動四輪車、第三種原動機付自転車などは毎時三十二キロメートルのところ、今度毎時三十キロメートルと改正になりました。

◎不明の点は栃尾警察署交通係までおいで下さい。

伝染病患者輸送車購入

市内で毎年発生する伝染病患者を輸送するため、このほど伝染病患者輸送車を購入しました。

この輸送車は、トヨペットクラウン車の後部を改造し、タンカに乗せたまま乗車させることができるようになつております。

もし、不幸にして伝染病にかかつた場合はすぐ入院することが必要です。医師が〝伝染病だ〟と診断するとすぐ市役所へ連絡がありますので、使用中でない限りすぐ迎えに行きます。

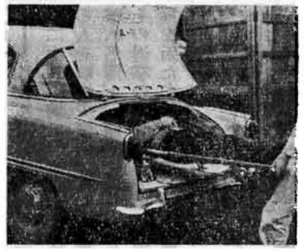

◆投票用紙は、書きあやまつたり、よごしたりした場合には交換してもらいます

◆選挙の当日投票できない特別の事情のある選挙人は不在者投票によつて事前に投票ができます。

◆身体の故障または文盲によつて字の書けない人でも代理投票の方法によつて投票できます。

◆選挙人は、投票した被選挙人の氏名をだれにもいう義務はありません。

◆選挙運動のための連呼行為は、演説会場および街頭演説の場所以外ではできません。

◆選挙運動のための戸別訪問は、だれでもいつさい禁じられています。

◆選挙のための買収や供応は行なつた者も受けた者もともに罰せられます。

◆第三者の選挙違反によつて当選人が失格する規定があります。これを連座規定といいます。

◆他人の入場券で投票すると詐欺投票となり、重い刑に処せられます。

こんな投票は無効になる

せつかく投票したも書き方が悪いとその投票が無効になる場合があります。それには次のようなものがあります。

▽定められた投票用紙以外の用紙を使つた場合

▽候補者でない人の名前を書いた場合

▽二人以上の候補者の名前を書いた場合

▽候補者の名前のほかよけいなことを書いた場合

▽候補者のだれに投票したのかわからない場合

▽なんにも書かないいわゆる白紙の投票や雑事を書いた場合

選挙豆知識

人事異動

四月二十一日づけで次のとおり人事異動が発令されました。（カッコ内は旧課）

水道課（保健衛生課）

剣持忠正

国民金融公庫臨時貸し出しのお知らせ

国民金融公庫の貸し出しは毎号お知らせしているとおり毎月五日締切つて貸し出しを行つておりますが、今月はこのほかに臨時貸し出しを行うことになりました。ご希望のかたは多数申し込まれるようお知らせします。

一、申込締切日　五月二十日

二、申込場所　栃尾信用金庫

栃尾商工会、市産業課

栃尾警察署員異動

栃尾警察署幹部に四月七日づけで人事異動がありましたからお知らせします。

捜査係長　警部補　佐藤清一（捜一課）

防犯主任　巡査部長　南波久平（村上署）

交通主任　巡査部長　長島隆司（警務主任）

警務主任　巡査部長　安達昇（交通主任）

なお、前捜査係長土田警部補は燕署へ、前防犯主任土田巡査部長は新津署へそれぞれ転勤しました。

五月の市税は

国民健康保険税　五月分　であります

◎国民金融公庫貸出しのお知らせ

一、申込み〆切日　毎月五日（受付は常時）

二、申込み場所　栃尾信用金庫、栃尾商工会、市産業課

三、その他詳細は申込み場所へ照会のこと

学校施設使用者にお願い

後始末など充分に

当市には現在公民館専用建物はなく、したがつて、青年団、婦人会の催しなど、社会教育活動の推進に大きな障害となつていることは事実であり、そのため、屋内運動場など学校の施設を使用しなければならない現状であります。

当教育委員会では、この施設使用についての規則、条例は制定してありませんが（使用料は徴収しておりません）①社会教育関係団体であること、②公共団体の執行機関、及びその附属機関の事業並びに共催後援のある団体、③産業・文化・体育・衛生・教育などで公共性を有するものと認められるもの、④その他教育委員会において必要ありと認めたもの、のほかは使用を許可しないことになつております。

昨年四月から本年三月までの一カ年間の学校使用状況は別表のとおりであります。この表によると栃尾小学校の使用回数が圧倒的に多く三百二十五回になつています。それと共に各地区ごとに下塩谷・上塩谷・東谷・荷頃では五〇～六〇回となつていますが、遠隔地では回数が少なくなつています。この学校使用に要する電気料・その他これに伴う経費は多額にのぼり、学校の職員にもいろいろな面で負担となるわけです。

使用許可を受けた団体は次の事項を守つて下さい。

1 許可を受けた目的以外に使用し又は使用の権利を譲渡しないこと

2 使用許可のない、室・又は物件を使用しないこと

3 会場準備及び後始末はすべて使用者がすること

4 施設及び附属物をきそん又は汚損しないこと

5 火気の取扱いについては厳重に注意すること

6 その他教育委員会及び学校長の指示した事項

これらのことがらを遵守し有効適切に使用できるよう皆さんのご協力をお願いします

なお、学校借用について疑義がありましたら教委事務局（電二七四番）へお問合せ下さい（市教育委員会事務局）

各学校別使用回数

学校	別	使用回数
小学校	栃尾	325
	中道	2
	樫出	9
	熊袋	12
	入面	9
	川谷	10
	塩川	13
	谷塩	35
	上堀	6
	東伝	29
	栃谷	2
	来沢	3
	吹頃	1
	栗貝	58
	荷沢	15
	一礼	2
	軽谷	7
	比上	35
	西俣	2
	森金	23
	中半	7
中学校	尾谷	1
	谷谷	5
	谷谷	4
	塩谷	22
	塩頃	6
	東	2

火の用心

おやじ教育と反省 ⑤

中央公民館

世の中が民主的になりながらもその底には封建的なものの考え方がきわめて強く、不道徳な行為に対しての社会的非難が強いのです。

道徳意識はますます低下しているおやじが増しつつあります

時代の影響、地域社会の性格職場の事情などにより成人教育を妨げる場合も数多くありますから自己批判を厳正にしその日暮しにあまんじてはなりません。

ありません。そうした人間本来の原始的欲望が、その人柄や知性により克服されみじかい間に成人教育のよさを身につけ高度の知性を求めて一日一日と研究向上の方向に生きて理くつと反してもの平気となり、まじめなものゝ考え方をしりぞけるようなことのないようにあまりにも目先の利益だけを尊重せずにもつとおおらかな心がまえでやりたいものです。また農村部などでは習慣が想像もできないほど強く、ひとびとを支配して新しく物を考えることを不可能にしてしまつたり、無知や近視眼流が向上や革新を軽べつするといつた環境を作つています。こうしたおとなの教育の仕事は実に大変だといわねばなりません。労働の激しい職場で一日働いた人たちが、ひたすら慰安を求めたり、ひとり時も早く家族の中にもどりたいと思つたり、眠りたい、休みたいと考えているところで教育活動を行うことは決してたやすい仕事ではないのですしかも五回にわたつておやじの教育と反省について述べましたが、いかに教育の困難ないくたの事情のあるおやじたちが個人個人別な経験を持ち、ことなつた考えをし職も違い生活の仕方のさまざまで趣味教養もそれぞれことなつているのではかりに教養を高める機会を与えても集つて共通の関心をもり上げてゆくことはきわめてむづかしく、学校の生徒とはぜんぜん比較にならぬ実に厄介なものでほんとうにおやじの教育ほど困難性のともなうものはありません。

そこでこれからの社会教育を行う者はおおいに過去を反省し計画に一段の工夫をいたしましよう。（了）

市の観光写真を募集

題材自由　〆切六月末日まで

このたび市主催によつて、栃尾市の観光を広く紹介するため観光写真を募集することになりました。市民のみなさんがたからたくさんの応募をおまちいたしております。

◇題材　自由、栃尾市を紹介するにふさわしいもの。

◇サイズ　六ツ切以上

◇〆切　六月末日まで

◇応募先　成見、今井、富仁小林各写真館、藤波材料店

◇発表　七月末日

【賞品】一等＝一名市長杯、副賞二千円　二等＝一席一名産業振興会長杯、副賞一千円　二席一名新潟日報社杯、副賞一千円　三等＝三名記念品、副賞五百円　入選二十名記念品、入選以外の作品は各自返却いたします。